**やまぐち働き方改革アドバイザー登録制度実施要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、働き方改革に取り組む県内事業所等の身近な助言者である「やまぐち働き方改革アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）の登録等について必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第２条　知事は、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の縮減、女性の活躍促進その他の働きやすい職場環境づくりに向けた助言や提案を行う専門家をアドバイザーとして登録することができる。

２　アドバイザーは、次の各号のいずれかに該当する者で、県が実施する働き方改革アドバイザー養成講座又はこれに準ずる講習を修了した者とする。

一 社会保険労務士、中小企業診断士、経営指導員、その他経営や人事労務に関する助言を行う立場にある者

二　県内の事業所等の人事労務担当者又は経営者

３ 登録の期間は設けないものとする。ただし、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、知事は登録を取り消すことができる。

一　前項の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二　本人から登録抹消の申し出があったとき。

三　アドバイザーの信用を害するおそれがあり、適格性を欠くと認められると

き。

（活動）

第３条　アドバイザーは、各々の職務を通じて、働き方改革に取り組む事業所等に対する助言、提案その他の支援を行うものとする。

（支援、報告）

第４条　知事は、アドバイザーに、やまぐち働き方改革アドバイザー登録証を交付するものとする。

２　知事は、アドバイザーの氏名、事業所名、住所又は所在地等の情報を県のホームページ等で公表するものとする。ただし、公表を希望しない者を除く。

３　知事は、働き方改革に関する内外の動向、支援制度、研修機会等について、アドバイザーに情報提供するものとする。

４　アドバイザーは、「やまぐち働き方改革アドバイザー」の名称を、名刺やホームページ等で使用することができる。

第５条　アドバイザーは、毎年４月１０日までに、別紙様式により、前年度の活動状況について知事に報告するものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年８月３１日から施行する。

別紙

**やまぐち働き方改革アドバイザー　活動状況報告書**

１　アドバイザー活動を実施した期間

|  |
| --- |
| 年　　　　　　　月　～　　　　　　　　年　　　　　　月 |

２　アドバイザー活動を実施した事業所数

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の従業員数 | 事業所数 |
| ～ 30人 |  |
| 31 ～ 100人 |  |
| 101 ～ 300人 |  |
| 301 ～1,000人 |  |
| 1,001人以上 |  |
| 合計 |  |

３　主な活動内容（４件程度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　　種  （従業員数） | 年月 | 内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |